

第1 いじめの防止等の考え方

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。
- 地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等の対策の内容

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、関係教諭）を設置します。なお、週1回の定例会を全職員で行い、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、生徒との話し合いの場をもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れます。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

- 望ましい人間関係づくりのために、縦割り清掃活動の実施やボランティア活動の推進など、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

イ 教職員が主体となった活動

- 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、**自己有用感を育む一人一人の実態に応じたわかる授業づくり**を目指します。
- 教育相談週間を設定し、日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めます。
- 道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育みます。
- 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、PTA総会での学校の方針説明や学校公開（オープンスクール）の実施など保護者や地域との連携を推進します。

(2) いじめの早期発見（資料2、3を参照）

- いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- **いじめの事実がないかどうかについて、月1回のいじめに関するアンケートを実施**します。
- いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等がもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

(3) いじめに対する措置（資料4参照）

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、**その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。**
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- **いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報**します。生徒指導主事等は、関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- **速やかに対策会議を開き**、いじめに関する調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、**校長が市教育委員会に報告**します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、**生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任**します。
- **必要な場合には、生徒へのアンケート調査**を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置くことに留意します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、対策会議において、指導及び支援の方針を決定します。
- **いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応**に努めます。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には**所轄警察署へ通報**し、警察署と連携して対応します。
- **全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止**に努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒や保護者を対象とした、ネット社会の危険性についての講話等を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

イ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応します。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、スクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) いじめ防止等の取組の点検・充実

「学校いじめ防止プログラム」（資料1参照）を策定し、いじめが起きにくい・いじめを起こさない環境作りを、体系的・計画的に行います。

(4) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(5) 関係機関との連携

ア 教育委員会や学校相互間との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- スクールカウンセラーの活用（市教育委員会への依頼）

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合や、犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言や、家庭での生徒の生活環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- 症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) 重大事態調査のための組織

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態のための組織（西諸いじめ問題対策専門委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合や、精神性の疾患を発病した場合
- 身体に重大な障害を負った場合や、高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合や、連続して欠席した場合（状況により判断する）

(2) 調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し

基本方針については、現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しに努めます。また、学校の基本方針については、ホームページ上で公表します。

資料 2

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 3

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料 4

いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。
当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。

- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。